

株式会社ミヤベ

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

仕事と子育ての両立支援、所定外労働時間の削減等に取り組み、全社員が心身ともに健康で働きやすい環境を作ることによって、社員が能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年3月1日～令和8年2月28日までの2年間

2. 目標

(1) 令和8年2月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間600時間未満とする。

<対策>

- 令和6年 3月～ 社内掲示板システム等で月1回以上の情報提供を継続実施
- 令和6年 5月～ 社員を対象とした研修を階層別に年1回以上実施
- 令和7年 2月～ 研修や対策の効果を振り返り問題点を抽出する

(2) 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

- 令和6年 3月～ 制度に関して、社内掲示板等で周知する
社員に対して制度の周知を目的とする勉強会を行う
該当者が出た場合は、制度の利用を働きかける
- 令和7年 2月～ 研修や対策の効果を振り返り問題点を抽出する